

瀬戸内町農業委員会総会議事録

1.開催日時 令和5年12月20日(水)16時半から17時8分

2.開催場所 瀬戸内町役場4階委員会室

3.出席委員 (7人)

会長	6番	吉見 洋和
会長職務代理者	10番	永井 利一
	3番	峯 俊一郎
	5番	加藤 清満
	7番	森 正三郎
	9番	岡野 正郎
	11番	川島 博

4.欠席委員 (3人)

5.議事日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 会期の決定について

第3 議案第32号 農地法第3条の規定による許可について

議案第33号 農業経営基盤強化促進法による利用権設定について

第4 協議会

(1) 行事予定について

(2) その他

6.農業委員会事務局職員

局長 永井健一郎

次長 川畑 金徳

主事 堀江 美彩

会計年度任用職員 大黒 佐江子

7.会議の概要

事務局	お疲れ様です。ただいまから第 12 回瀬戸内町農業委員会総会を開催いたします。 本日の委員の出席状況でございますが、出席委員は 7 名で、定足数に達しており、本日の総会は成立していることを御報告いたします。それでは吉見会長に挨拶をお願いします。
議長	【挨拶】
事務局	ありがとうございました。それではこれより議事に入ります。瀬戸内町農業委員会会議規則第 6 条に基づきまして、吉見会長に議長をお願いします。
議長	これより会議を開きます。日程 1、議事録署名委員の指名を行います。議席番号 3 番、釜委員、議席番号 5 番、加藤委員の 2 名を指名したいと思います。 次に日程 2、会期の決定について。会期は本日の 1 日間といたします。 次に日程 3、議案 32 号、農地法第 3 条の規定による許可についてを議題とし、徳推進委員より説明を求めます。
徳推進委員	お疲れ様です。議案第 32 号、農地法第 3 条の規定による許可について、調査員のほうは久原委員、私と事務局から堀江さんの 3 人で現地調査いたしました。 土地の表示 ①「瀬戸内町大字諸鈍字大田 862 番 2」、畑、247 m ² 合計 1 筆 247 m ² 。 対価 1 筆〇〇〇〇円です。 譲渡人：瀬戸内町大字〇〇〇〇番地 〇〇〇〇氏 譲受人：瀬戸内町大字〇〇〇〇番地 〇〇〇〇氏 理由は売買です。以下お目通しの上、ご検討のほうお願いいたします。以上です。
議長	調査報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。
11 番委員	はい、11 番。
議長	はい、川島委員。
11 番委員	これは下限面積がなくなったから、この耕作面積は書いてないの？
事務局	現在、売買する人は畑面積は書いています。
11 番委員	それだったら書いたほうが農業経営で分かるかなと思って。分かりました。 他にありませんか。 【質疑なし】の声が聞こえる 質疑ないようですので、これより採決を行います。議案第 32 号について賛成の方は挙手をお願いします。 【全員挙手】 賛成多数と認めます。議案第 32 号は可決いたしました。
議長	次に、日程 4、議案第 33 号、農業経営基盤強化促進法による利用権設定についてを議題とし、事務局から説明を求めます。
事務局	それでは議案第 33 号、農業経営基盤強化促進法による利用権設定について説明いたします。資料の 5 ページから 8 ページでご説明いたします。まず 5 ページをご覧ください。農業経営基盤強化促進法による利用権設定について、公告日を令和 5 年 12 月 27 日を予定しております。内容につきましては、畑 3 件の 3 筆で、貸し手 3 人、借り手 3 人、合計面積 1,002 m ² となっております。内容の詳細については 6、7 ページに計画総括表として記載していますので、後ほどお目通しください。それでは個々にご説明いたします。資料の 8 ページをご覧ください。

	<p>整理番号 27 農地の所在地「大字嘉鉄字仲田 948 番 1」、現況地目「畑」、28 m²。貸し手が〇〇〇〇氏、借り手が〇〇〇〇氏。使用貸借によるもので、対象作物は野菜類で新規によるものです。存続期間は 5 年間となっております。</p> <p>整理番号 28 農地の所在地「大字阿木名字仲緑 1047 番 1」、現況地目「畑」、425 m²。貸し手は〇〇〇〇氏、借り手が〇〇〇〇氏。賃貸借によるもので、対象作物は果樹で生産拡大によるものです。存続期間は 5 年間となっております。</p> <p>整理番号 29 農地の所在地「大字阿木名字小勝 1868 番」、現況地目「畑」、549 m²。貸し手が〇〇〇〇氏、借り手が〇〇〇〇氏。賃貸借によるもので、対象内容は養蜂で生産拡大によるものです。存続期間は 20 年間となっております。</p> <p>以上の計画内容は農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各条件を満たしていると考えます。ご審議くださるようお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局からの説明は終わりました。この案件について質疑がありませんか？</p> <p>【質疑なし】の声が聞こえる</p> <p>質疑ないようですのでこれより採決を行います。議案第 33 号について、賛成の方は挙手お願いします。</p> <p>【全員挙手】</p> <p>賛成多数と認めます。議案第 33 号は可決いたしました。</p> <hr/> <p>次に、報告第 18 号、農地の使用貸借解約通知書について、報告第 19 号、農地中間管理事業に係る利用権の合意解約について、報告第 20 号、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について事務局から説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>報告第 18 号、農地の使用貸借解約通知書について</p> <p>土地の表示</p> <p>①「瀬戸内町大字阿木名字小勝 1866 番」、畑、1,328 m² 合計 1 筆 1,328 m²</p> <p>貸人：瀬戸内町大字〇〇〇〇番地 〇〇〇〇氏</p> <p>借人：瀬戸内町大字〇〇〇〇番地 〇〇〇〇氏</p> <p>貸借契約の内容：農業経営基盤強化法による利用権（使用貸借）</p> <p>貸借期間（平成 28 年 9 月 1 日～令和 8 年 8 月 31 日）</p> <p>合意解約の合意が成立した日：令和 5 年 11 月 10 日</p> <p>合意による解約をした日：令和 5 年 11 月 30 日</p> <p>農地の引渡しの時期：令和 5 年 11 月 30 日</p> <p>届出の年月日：令和 5 年 11 月 10 日</p> <p>返還する理由：双方合意による解約（耕作者変更のため）</p> <hr/> <p>報告第 19 号、農地中間管理事業に係る利用権の合意解約について</p> <p>土地の表示</p> <p>①「瀬戸内町大字蘇刈字名語長 56 番」、畑、1,312 m² 合計 1 筆 1,312 m²</p> <p>貸人：鹿児島市〇〇〇〇丁目〇番〇号 〇〇〇〇氏</p> <p>借人：瀬戸内町大字〇〇〇〇番地 〇〇〇〇氏</p> <p>貸借契約の内容：農地中間管理事業による利用権（使用貸借）</p> <p>貸借期間（令和 4 年 7 月 1 日～令和 14 年 7 月 31 日）</p> <p>合意解約の合意が成立した日：令和 5 年 11 月 16 日</p> <p>合意による解約をした日：令和 5 年 11 月 30 日</p> <p>農地の引渡しの時期：令和 5 年 11 月 30 日</p>

	<p>届出の年月日：令和 5 年 11 月 22 日 返還する理由：双方合意による解約（耕作者変更のため）</p> <p>報告第 20 号、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について 土地の表示</p> <p>①「瀬戸内町大字与路字前田 611 番」、畑、111 m² ②「瀬戸内町大字与路字前田 615 番 2」、畑、355 m² ③「瀬戸内町大字与路字名ノ勝 1092 番」、畑、307 m² ④「瀬戸内町大字与路字仲袋 1285 番 5」、畑、138 m² ⑤「瀬戸内町大字与路字前川 1535 番 2」、畑、160 m² ⑥「瀬戸内町大字与路字鋤灘 2305 番乙」、畑、297 m² ⑦「瀬戸内町大字与路字鋤灘 2305 番丙」、畑、231 m²</p> <p>権利を取得した者：瀬戸内町大字古仁屋〇〇〇〇番地 〇〇〇〇氏 権利を取得した日：令和 5 年 10 月 31 日 権利を取得した事由：相続 取得した権利の種類及び内容：種類（所有権）内容：飼料畑 農業委員会によるあっせん等の希望の有無：特になし 届出の年月日：令和 5 年 11 月 9 日</p>
議長	<p>ただいま、事務局より説明が終わりました。この件について何か質疑ございませんか？</p> <p>【質疑なし】の声が聞こえる 質疑ないようですので報告については以上で終了いたします。</p> <p>次に、日程 5 の協議会に移ります。事務局からの説明をお願いします。</p> <p>協議会 (1) 行事予定について (2) その他</p>
事務局	<p>以上を持ちまして、第 12 回農業委員会総会を終わります。 一同 礼</p>

本議事録は、事務局職員に記載させたものであるが、相違ないので署名する。

令和 5 年 12 月 20 日

署名委員

署名委員